

教育委員会定例会（令和2年2月）会議録

1 日 時	令和2年2月6日（木） 15：00～16：56
2 場 所	新居浜市庁舎5階 大会議室
3 出 席 者	教 育 長 高橋 良光 委 員 近藤 智佳 本田 郁代 尾藤 一彦 大橋 勝英 事 務 局 長 加藤 京子 推 進 監 中上 郁夫 総 括 次 長 桑原 一郎 次 長 田中 利季 高橋 利光 神野 賢二 井上 毅 課 長 安藤 寛和 高橋 靖志 美術館参事 菅 春二 館 長 上野 壮行
4 教育長及び 教育委員会行事報告	1月行事報告及び2月行事予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 近藤 岳詩
	<p><教育長一般報告></p> <p><議案></p> <p>議案第1号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案送付について</p> <p>議案第2号 新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の議案送付について</p> <p>議案第3号 新居浜市奨学資金貸付規則等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第4号 新居浜市立小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第5号 新居浜市立別子中学校寄宿舎管理規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第6号 新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第7号 新居浜市立公民館長の任命について</p> <p>議案第8号 指定学校変更の許可について</p> <p><いじめ、不登校等生徒指導関係></p>

<その他>

- ・令和2年度教育委員会取組方針（案）について

高橋教育長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第2回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は尾藤委員さんと大橋委員さんをお願いいたします。なお会期は本日限りといたします。</p> <p>令和2年第1回会議録承認については、近藤委員さん、尾藤委員さんに署名をいただいております。</p> <p>ここで、宮内文久前委員に代わり、令和元年12月24日付で教育委員に就任されました、大橋委員より、自己紹介をしていただきたいと思います。</p>
大橋委員	<p>この度、教育委員に拝命いたしました大橋でございます。船木で外科医院をしておりますけれども、教育関係につきましては知識が浅いのですが、皆様にご指導いただきながら、勉強させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、一般報告の前に1件ご報告ですが、1月23日に受理いたしました、教育委員会委員宛ての、教科書採択に係る公開質問状を机上に配付いたしております。</p> <p>後程、お目通しをお願いすることとなりますが、提出された方は、2月末までの回答を求めていることを報告いたします。</p> <p>それでは私の方から一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1月25日 第24回新居浜市保育フォーラム（あかがねミュージアム） グレース第二幼稚園 あったかフェスティバル（総合科学博物館）</p> <p>31日 第99回愛媛教育研究大会（愛媛大学教育学部附属幼稚園・小学校）</p> <p>2月 1日 グレース幼稚園発表会（市民文化センター大ホール） 2日 少年の日を祝う会（多喜浜公民館） 7日 船木中学校ひびき分校 少年式 8日 「史上最大の加速器で時間を巻き戻す～ヒッグス粒子の発見とダークマターの探索」（講師：田中 純一 教授（東京大学素粒子物理国際研究センター））（総合科学博物館）</p>

- 9日 第30回新居浜グローバルパーティー（ウイメンズプラザ）
- 11日 第51回きさらぎ会総会・トーテムポール立柱式
（別子ハイツ自然学習館）
- 14日 学校茶道連絡協議会新年度初総会（文化振興会館）
- 17日 令和元年度愛媛県公立小・中学校寄宿舎運営連絡協議会役員会
（松山市）
- 18日 第53回南海放送賞 表彰式（受賞：石村 嘉成 氏）
（南海放送本町会館1階テルスターホール）
- 29日 愛顔感動ものがたり（松山市民会館）

社会教育課の事業は、

- 1月12日 令和2年成人式（市民文化センター大ホール）（参加者数：716人）
- 14日 教育委員会定例会（第1回）（市庁舎大会議室）
- 18日 新居浜生涯学習大学「修業のつどい」（市民文化センター中ホール）
- 19日 第35回新居浜凧あげ大会（マリパーク新居浜多目的広場）
- 21日 新居浜市公民館連絡協議会第4回理事会（泉川公民館）
高齢者生きがい創造学園「音楽の集い2020」
（市民文化センター中ホール）
- 2月 2日 第4回地域教育東予ブロック集会（西条市中央公民館）
- 6日 教育委員会定例会（第2回）（市庁舎大会議室）
- 14日 令和元年度第2回新居浜市青少年センター運営協議会
（市民文化センター別館第6中会議室）
- 16日 新居浜市少年補導委員研修大会（ウイメンズプラザ）
- 22日 第60回新居浜市公民館研究大会（市民文化センター中ホール）
- 25日 市議会定例会（第1回）（市庁舎議場）（～3月19日）
高齢者生きがい創造学園「ラージボール卓球大会」
（多喜浜体育館）
- 28日 愛媛県社会教育委員連絡協議会第4回理事会
（松山市：エスポワール愛媛文教会館）

学校教育課の事業は、

- 1月 8日 公立幼稚園、小中学校第3学期始業式
- 10日 新居浜ものしり検定
- 11日 小中学生科学奨励賞発表会（総合科学博物館）
- 14日 新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会
- 19日 令和2年度別子中学校入学者選考（市民文化センター）

	<p>2月 8日 新居浜市教育講演会（総合科学博物館）</p> <p>14日 ふるさと学習奨励賞作品展（あかがねミュージアム）（～3月1日）</p> <p>16日 新居浜市PTA連合会研究大会（市民文化センター）</p> <p>19日 第3回小中学校校長研修会（マリパーク）</p> <p>新居浜こども美術展（あかがねミュージアム）（～3月1日）</p> <p>スポーツ振興課の事業は、</p> <p>1月11日 トップアスリート事業（バドミントン）（住友化学体育館） （～12日） （講師：小宮山元氏（元日本ユニシス女子バドミントン部監督））</p> <p>13日 新居浜市スポーツ推進委員協議会新年研修会 （シャッフルボードほか）（北中体育館ほか）</p> <p>26日 トップアスリート事業（野球）（市営野球場） （講師：星野伸之氏（元プロ野球選手・前オリックス・バファローズ育成コーチ）ほか）</p> <p>日程調整中 トップアスリート事業（サッカー）（新居浜工業高校グラウンド） （講師：FC今治コーチ）</p> <p>文化振興課の事業は、</p> <p>1月11日 広瀬歴史記念館無料公開（新成人記念撮影のため）（・12日）</p> <p>12日 新居浜文化協会創立70周年記念式典・祝賀会（ユアーズ）</p> <p>18日 愛媛国際映画祭「高橋洋子・クリヤマコトwith新世紀エヴァンゲリオンジャズコンサート+映画上映」（あかがねミュージアム）</p> <p>19日 愛媛国際映画祭 映画上映（あかがねミュージアム） 「天空の城ラピュタ」「ロング・ウェイ・ノース」「ルパン三世 カリオストロの城」 芸術文化プログラム（金子小、南中 講師：県警音楽隊）</p> <p>20日 春の市民文化祭全体会議（市民文化センター大会議室）</p> <p>24日 文化財防火デー消防訓練（旧広瀬邸） 春の市民文化祭運営委員会（市庁舎）</p> <p>2月 4日 郷土芸能保存連絡協議会代表者会（市庁舎）</p> <p>美術館・総合文化施設の事業は、</p> <p>1月19日 「木梨憲武展 Timing—瞬間の光り—」会期終了</p> <p>25日 新居浜の美術 コレクション展示 第Ⅲ期（～3月1日） 第44回東予地区高等学校美術・工芸・書道展（～2月11日）</p>
--	--

2月13日 第47回愛媛こども美術館 第39回新居浜こども美術展
(～3月1日)

16日 新居浜の美術コレクション展示 ボランティア解説会

発達支援課の事業は、

1月15日 第5回心理アセスメント講座 (こども発達支援センター)
(特別支援教育スーパーバイザー 渡部徹 氏)

20日 第4回「読み書き困難の子どもへの理解と支援」研修会
(市民文化センター) (広島県廿日市市教育委員会特別支援教育
アドバイザー 山田充 氏)

23日 第5回教育支援委員会 (こども発達支援センター)

25日 第3回ペアレントトレーニング教室 (こども発達支援センター)
(たんぼぼクリニック 大藤佳子医師)

28日 第5回「読み書き困難の子どもへの理解と支援」研修会
(市民文化センター)

(愛媛大学教育学部特別支援教育講座准教授 荻田知則 氏)

2月 7日 特別支援教育担任者役員会 (こども発達支援センター)

15日 第4回ペアレントトレーニング教室 (保健センター)
(たんぼぼクリニック 大藤佳子医師)

17日 第4回 通級指導教室担当者会 (こども発達支援センター)

18日 早期療育通園事業ムーブメント講習会 (ふれあいプラザ)

27日 第3回 新居浜市地域発達支援協議会 (こども発達支援センター)

学校給食課の事業は、

1月 9日 3学期給食開始日

24日 令和2年度学校給食物資審査会 (1回目 泉川公民館)
全国学校給食週間 (30日まで)

31日 令和2年度学校給食物資審査会 (2回目 泉川公民館)

2月 未定 2月栄養教員部研修会 (学校給食センター)

未定 第4回新居浜市学校給食会理事会 (泉川公民館)

別子銅山記念図書館の事業は、

1月10日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談 (・14日)

2月 7日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談 (・14日)

○お話し会

1月 8日 幼児向けお話し会

	9日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会
	18日 小学生向けお話し会
	22日 幼児向けお話し会
2月	6日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会
	12日 幼児向けお話し会
	15日 小学生向けお話し会
	26日 幼児向けお話し会
	○講座・講演会
1月	16日 図書館・銀行タイアップセミナー「知らないと損をする！定年後のお金のはなし～人生100年時代～」（図書館第2会議室） （講師：（株）伊予銀行）
	19日 別子銅山に関する本の解説講座「別子銅山を読む」第5回「益友を読む」（図書館多目的ホール）（講師：坪井利一郎（元別子銅山文化遺産課課長））
	21日 えいごのおはなしかい（図書館多目的ホール）（講師：英会話のジェムスクール）
2月	6日 今日から実践！賢いマネー活用セミナー「時代はキャッシュレス！知っておきたいスマホ決済の基礎知識」（図書館第2会議室） （講師：四国労働金庫新居浜支店）
	9日 シン我楽多講座第13回「グラミー賞の歴史半世紀 その1」（図書館多目的ホール）（講師：横井 邦明（前別子銅山記念図書館長））
	18日 えいごのおはなしかい（図書館多目的ホール）（講師：英会話のジェムスクール）
	20日 ココロとカラダの健康セミナー第6回「まずこれから始めよう！美肌のためにやるべきこと」（図書館多目的ホール） （講師：クリニカルカイロ・ラクロス）
	○出前講座
1月	22日 にはまファミリーサポートセンター
2月	13日 マリア幼稚園
	18日 コープえひめ神郷店
	21日 王子幼稚園
	○ロビー展
1月	4日 「絵本でSDGs」（～30日）（図書館）
2月	1日 「デジ亀クラブ写真展」（～3月7日）（図書館）

<p>委員一同</p> <p>高橋教育長</p> <p>井上次長兼学校教育課長</p>	<p>○テーマ展示</p> <p>1・2月 一般展示「明智光秀とは? -その数奇な生涯-」 児童展示「今年の干支『子』ねずみの本」 「第12回絵本屋さん大賞受賞作品」</p> <p>○ケース展示</p> <p>1・2月 「富士山」</p> <p>ただ今の教育長一般報告について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に議案審議に移ります。本日の議事は第1号から第8号の8議案でございます。第7号と第8号につきましては人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第15条の規定により、この会の最後に非公開で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ご異議がないようですので、最後に非公開で審議させていただきます。</p> <p>それでは議案第1号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案送付について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の6ページから8ページをお目通しください。</p> <p>今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、及びみなし支援員に係る経過措置期間を延長するため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容といたしましては、支援員の基礎資格として、これまで都道府県知事が行う研修を修了した者と規定されておりましたが、政令指定都市の長が行う研修を修了した者についても、同改正により基礎資格に該当することとされましたことから、これに従い、第10条第3項に</p>
---	--

	<p>資格要件の追加を行おうとするものでございます。</p> <p>改正のもう一点につきましては、児童福祉法改正をもとに、省令が改正され、従前、支援員の配置については、同省令に従い配置しなければならなかったところ、本年4月以降につきましては、同省令を参酌し、配置できるよう条件の緩和が行うことに伴うものでございます。</p> <p>これにより、放課後児童クラブの運営等については、各自治体の判断により、実情に応じた、より柔軟な対応をすることが可能となります。児童福祉法の見直しが検討されている令和5年3月31日までの間、現行と同様、経過措置を適用し、研修を修了することを予定している者も支援員とみなし、放課後児童クラブの適切な運営を継続いたしたいと考えており、附則第2項の適用期限を令和5年3月31日まで延長しようとするものでございます。</p> <p>なお、この条例中、基礎資格の追加に係る部分は公布の日から、支援員の経過措置の延長に係る部分は、令和2年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>新居浜市に関わる部分というのは特にありますか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>これまで新居浜市は県主催の研修に参加しており、今後も引き続き県の研修に参加するので、今回追加されました指定都市の研修に行くまでもなく、県内の研修で対応できるという状況です。</p>
高橋教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第1号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、議案第2号「新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正す</p>

<p>井上次長兼学校教育課長</p>	<p>る条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号「新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の議案送付について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページから11ページをお目通しください。</p> <p>今回の改正は、市内の篤志家の方から、意欲や才能のある子ども達が経済的な理由によって進学を断念することがないように、奨学資金として役立ててほしいと5,000万円の寄附の申し出をいただき、その趣旨に添い、新居浜市入学準備貸付基金の額及び貸付金額の増額並びに貸付対象の拡大を行うとともに、基金の名称を改めるため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容といたしましては、題名及び第1条の改正につきましては、寄附をいただいた方に敬意を表し、より親しみやすい基金名に変更しようとするものでございます。</p> <p>第3条の改正につきましては、大学や専修学校への入学者を新たに対象者に加え、より広く、助成がいきわたるようにしようとするものでございます。</p> <p>第4条の改正につきましては、これまで高等学校への入学者に5万円の入学準備金を貸付けしていたところ、高等学校への進学には多額の費用がかかることから、貸付金額を10万円に増額し、さらに大学や専修学校への入学者に係る規定を加え、学校が遠隔地にあることが多いなど、さらに多額の入学準備に要する費用がかかりますため、金額を30万円に設定しようとするものでございます。</p> <p>その他の改正につきましては、規定の追加に伴う必要な条文整備を行おうとするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、その日以後行う入学準備金の貸付けについて適用したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>これまでも入学準備金があった高等学校については拡充され、大学、専門学校等には入学準備金はなかったが、新たに30万円の設定で新設した、という理解でよろしいでしょうか。</p>

井上次長兼学校教育課長	はい。
近藤委員	<p>ちなみに、第5条第2項で「貸付金の貸付けを受けた者は、教育委員会規則で定める期間内に、月賦によって貸付金を返還しなければならない」ということですが、金額やいつから返還する、というのはどのような決まりになっているのでしょうか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>これまでの入学準備金につきましては、3月に貸し付け、返還は貸付をした月から起算して5か月間を据え置きということで、実際は9月以降となりますが、以後31カ月以内に無利子で月賦返還をする、というのが今までの高校における貸付けでございました。これからは大学生も新たに追加されますので、高校生の期間は3年間ということで31カ月としておりましたので、大学でも在学中の期間を想定した中で返済するというので、現在想定いたしております。</p>
近藤委員	<p>ではこちらは、進学する本人にあてて、というよりはそのご家族、保護者の方に貸し出すという形ですかね。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>はい。保護者の方に対して入学準備金を貸し付けるということです。</p>
高橋教育長	<p>大学に長く在籍する大学生についてはどうするのでしょうか</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>別途、規則の方で期間を定めるようになりますが、4年間であれば4年間、6年間であれば6年間といった中で、返還する期間を定めようと考えております。</p>
高橋教育長	<p>それでは、議案第2号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第3号「新居浜市奨学資金貸付規則等の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>井上次長兼学校教育課長</p>	<p>議案第3号 新居浜市奨学資金貸付規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページから16ページをご覧ください。</p> <p>本案は、新居浜市奨学資金貸付規則において、高等専門学校専攻科に在籍する奨学生の貸付金額を明確にするとともに、他の奨学金規則とともに、民法の改正により契約において明確にすることとなった連帯保証人の極度額の設定及び法定利率に係る規定を追加するため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、12ページから13ページでございますが、まず、第1条の「新居浜市奨学資金貸付規則」において、第4条第1項第2号に、新たに専攻科を追加し、第9条において、連帯保証人に関して条文を明記し、2人の連帯保証人のうち、1人は本市に住所を有する奨学生の親権者又は未成年後見人とし、他の1人は本市に住所を有し、当該親権者又は未成年後見人とは別に独立した生計を営む20歳以上の者とし、連帯保証人が納付する奨学金の返還の額は、極度額を限度とし、第5号様式の一部を改めようとするものでございます。</p> <p>次に、13ページでございますが、第2条の「新居浜市特別奨学資金貸付等規則」において、同様に連帯保証人に関して条文を明記し、別記様式の一部を改めようとするものでございます。</p> <p>次に、14ページでございますが、第3条の「新居浜市青野記念奨学資金貸付等規則」において、同様に連帯保証人に関して条文を明記し、別記様式の一部を改めようとするものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後、奨学生としての決定を受ける者について適用し、同日前に奨学生としての決定を受けている者については、なお従前の例によりたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしく願います。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第3号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

井上次長兼学校教育課長	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第4号「新居浜市立小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第4号「新居浜市小中学校事務共同実施規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の17ページから18ページをご覧ください。</p> <p>本案は、各小中学校と共同学校事務室との連携強化を図るとともに、共同学校事務室の構成校の数を調整するため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、第6条第2項中、「校長及び教頭のうちそれぞれの代表者」を「校長」に改め、別表第1中、金子小学校を第2共同実施地域の中央共同事務室から、第1共同実施地域の川西共同事務室に改めようとするものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和2年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
本田委員	<p>第1共同実施地域は、北中学校と金子小学校のみなのですか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>第1共同実施地域の川西共同事務室につきましては、表中の北中学校の上に、新居浜小学校、宮西小学校、惣開小学校、西中学校がございまして、その下に、北中学校と金子小学校とございます。議案書の表は切り取った一部分となっております。</p>
本田委員	<p>学校の規模や、距離等、そういった点で事務職員の便宜のいいように、区分けが変更となったということでしょうか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>はい、本田委員さんのおっしゃるとおり、事務の方々からお話がありまして、全体のバランスを調整し、検討した結果、金子小学校について改めた次第でございます。そして全校長先生が集まる運営協議会を設置</p>

	<p>し、校長先生、教頭先生の代表だけではなく、校長先生全員に参加していただく、運営協議会を開催してほしいという事務の方のご要望がありまして、校長会の方でもご確認をさせていただいた上で今回の提案となっています。</p>
高橋教育長	<p>これで、学校の共同事務室のバランスが取れるということですか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>はい。</p>
高橋教育長	<p>それでは、議案第4号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第5号「新居浜市立別子中学校寄宿舎管理規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>議案第5号「新居浜市立別子中学校寄宿舎管理規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページから20ページをご覧ください。</p> <p>本案は、教育委員会が必要と認めた場合は、寄宿舎の入舎生以外の者にも昼食以外の食事の提供を行えることとするとともに、改正民法の施行に伴い、入舎に係る実費徴収金の極度額を明確にするため、提案するものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、第10条第2項におきまして、「ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。」を加え、第12条におきまして、「連帯保証人が納付する実費徴収金の額は、新居浜市別子中学校寄宿舎入舎申込書に記載する極度額を限度とする。」を加えるとともに、様式を変更するものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和2年4月1日から施行し、ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

高橋教育長	ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。
尾藤委員	第10条第2項に、「ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない」とありますが、具体的にはどういう場合が想定されますか。
井上次長兼学校教育課長	<p>現在、昼食については給食と同じように寮に入っている生徒だけではなく学校の教職員、児童も食事を行えるのですが、朝と夕方については、寮に入っている方のみの提供となっています。寄宿舎でALTの先生と食事をしながら英語で会話したり、寄宿舎担当の別子中学校の先生が寮に入っている生徒に寮での生活等、その他色々ご指導いただく場合がございますので、夜、朝の食事をしながら生徒と会話をする中で、英語での会話や、授業だけでは時間が足りない中で、寮での生活で、寄宿舎担当の先生と話す機会を設けることによって、寮でのより効果的な生活ができるかと思っておりますので、寮担当の先生、ALTの先生の食事を朝と夜にも提供することを別途定めることによって可能になります。実際には昨年の2学期以降につきまして、臨機応変に提供していますが、現規則では提供できない状況なので、改正が後になりましたけれども、現状に合わせた規則の改正ということで、今回提案をさせていただいております。</p>
高橋教育長	<p>それでは、議案第5号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第6号「新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
菅参事	<p>議案第6号「新居浜市美術館処務規程の一部を改正する規程の制定」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>定例会議案の21ページをお目通しください。</p> <p>美術館と総合文化施設による複合施設、あかがねミュージアムは、平</p>

<p>高橋教育長</p>	<p>成27年7月の開館当初、美術館管理課及び総合文化施設管理課において事務を所管しておりましたが、その後の平成29年4月の組織機構の改革に伴いまして、文化振興課が新設され、美術館管理課及び総合文化施設管理課が廃止、合わせて総合文化施設処務規程が廃止されたことから、現在、総合文化施設の事務を所管する課所が規程等において明確に示されていない状況でございます。</p> <p>そこで、本規程第3条第1号、「美術館の管理運営に関すること」を「美術館及び総合文化施設の管理運営に関すること」に改めることで、開館5年を迎え、また、令和2年から7年度の第2期目の指定管理者に決定いたしました現運営グループによります総合文化施設の運営と、市の直営であります美術館が一体となった運営を実現していくために、本案を提出するものでございます。</p> <p>なお、この規程は、令和2年4月1日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>田中次長</p>	<p><資料に基づき説明></p> <p>1 交通事故について</p> <p>2 不審者情報</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>

田中次長	<p>今年是不審者数が減っているということですね。</p> <p>はい。</p>
大橋委員	<p>不審者の発生について、地域的な特性はありますか。</p>
田中次長	<p>令和元年度中は、5月に川東中校区で1件、11月に南中校区と北中校区で2件、1月に北中校区で1件という状況です。</p>
高橋教育長	<p>他に、ご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に、その他の項目に移ります。</p> <p>「令和2年度教育委員会取組方針（案）について」、各課所の取組方針の案について、それぞれ担当課所長から説明をさせていただきます。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>まず、社会教育課のご説明をお願いいたします。</p> <p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、ご質問やご意見はございませんでしょうか。</p>
本田委員	<p>1（2）ウの生涯学習関連施設のことに、高齢者生きがい創造学園の機能維持、と今後の在り方検討で、現在、市としての方向性がどこまで決められているかを差し支えなければ教えていただきたいです。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>高齢者生きがい創造学園代表者会の代表の方ともお話しをしてきたところでございますが、現在、会長をはじめ代表者会の方は、先ほどご説明しました通り、高齢者生きがい創造学園の講座が始まって30周年を迎える令和3年度までは、現施設を利用したいという強いご意向がございまして。そのため、我々ができる限り機能維持を図るため、令和3年度までは現施設を維持していきたい、と考えております。ただ、今後の機能移転等につきましては現在、様々な方策を検討しておりますけれども、未だ有効な方策が見つかっていない状況です。その方向性がある程度煮詰まりましたら、教育委員会定例会の場でご報告いたしたいと思っております。</p>

大橋委員	<p>昨今のスマートフォンの依存症ということで、過ぎたるは猶及ばざるが如し、ではないですけれど、家庭崩壊や、学業放棄、朝が起きられなくて、朝食抜きで学校へ行くといったことに繋がる問題がありますが、学校教育課にも関係があるかと思うのですが、トピックス的な問題ですけれど、3（3）青少年健全育成の推進という中で、今言った今日的なテーマは何かありますでしょうか。</p>
高橋次長兼社会教育課長	<p>スマートフォンに係る問題はいろいろな方面から提起されております。各校区におかれましては、地域教育力向上推進プロジェクト事業の中で、家庭教育力の向上の講座を設けております。その中で、正しいスマートフォンの使い方、SNSで友達を疎外しない、といったような内容で、地域の方が子ども達を教育するというような場が最近設けられてきておりますので、その中において、また対応を考えていければと思います。</p>
田中次長	<p>付け加えまして、学校教育課の方でも各学校と連携をしながら、スマートフォンに関して安全に正しく使う、ということで、必ず各学校でそれぞれ、業者、警察等そういった方々から講演をいただく時間を設けています。</p> <p>もう一つは市PTA連合会と協力しながら「スマホの正しい使い方」というパンフレットを保護者等に配付していこうと。ゲームは何時間以内にしなさい、というような家庭との約束を決めてもらうよう声掛けしているような状況です。</p>
近藤委員	<p>現場の先生や保護者の皆様から最近お話を聞くのですが、中学校や小学校で児童生徒だけに教育をしていたのでは、追いつかず、保護者の皆様もスマートフォンの知識について子どもさんより遅れているという方、自分事で考えていらっしやらない保護者の方も多いため、小学生の頃から教育していただきたい、保護者の皆様と子ども達が一緒に教育を受けていくという形にしていただきたいです。それにコミュニティ・スクールをぜひ活用していただきたいという話があったので、そういう形で何かいいことが出来たらいいと思います。</p>
高橋教育長	<p>子ども達に対しては毎年必ず研修の機会を設けているが、そこにCSを活かして保護者を交えて、ということですね。</p>

井上次長兼学校教育課長	<p>他にご質問やご意見等はございませんか。 それでは、学校教育課のご説明をお願いいたします。</p> <p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
本田委員	<p>1 (1) エに関して、昨年度3年生まで初めて学年がそろった1年間で色々な場面で活躍している姿を見せてもらいましたし、学校の生活もすごく順調に送られているということを見させてもらっているのですが、市として成果をどのように求めていくのか、子ども達がどのような方向性になれば、別子中学校が、特別にグローバル・ジュニア・ハイスクールとして開設したことの評価になるのか、人材の募集にも影響すると思うので、今の考えを教えていただけたらと思います。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>初めて卒業生が卒業いたしましたして、それぞれ高校生になるにあたって、色々ご意見もいただきました。今後の成果につきましては中長期的に見る必要があろうかということ、生徒が別子の中で、地域の人達と育っているということもありますので、別子地域のコミュニティの再生、地域の拠点として、卒業された生徒達は、もっと地域の方と関わりたかったというご意見もありましたので、地域住民との関わりの中で育ってまいりますし、地域の方からも肯定的な意見をいただいております。将来的にはグローバルなところもございますので、最終的にどういった点を評価するかということにつきましては、卒業した生徒が社会に出てどうなったか、10年20年先どうなるかということだと思います。卒業された子どもが今後大学生や、社会人になった時に、別子での生活でどんなことが活かされたのか、ということもアンケート等、何らかの形でご意見をいただいてフィードバックする必要があるかと考えております。</p>
本田委員	<p>長期教育ですので、長期的な成果が大事かと思えます。ぜひとも追跡調査をしていただいて、別子中学校へ活かしていただければと思います。</p> <p>2点目なのですが、長期休業中の放課後学び塾の実施、今年度はどのように考えられているかを教えていただきたいです。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>令和元年度から、6年生まで放課後児童クラブが拡大したということ</p>

高橋教育長	<p>で、夏休み期間中も放課後まなび塾を開設できる校区があれば開設するというので、令和元年度については、何校区かコミュニティ・スクールやまなび塾を開催することができております。ただし、令和元年度につきましては夏休み中、地元の講師の方が確保できないという問題もありましたので、令和2年度は全校区で開設できるよう取組を進めております。</p> <p>今年から、夏休み中の放課後まなび塾が始まったということですね。出た課題点等は次年度に活かしていただければと思います。</p>
本田委員	<p>2（1）いじめ・不登校対策の推進についてですが、不登校生の増加が課題となっている中で、次年度、考えている対策が特に何かありましたらよろしく願いいたします。</p>
田中次長	<p>今年には本当に不登校児童生徒数がかかなり増加しており、教育委員会定例会でも報告をさせていただいているのですが、まずは小学校から中学校への引継ぎを確実に行う、また、小学校1年生から2年生、中学校1年生から2年生へ進級する毎で、担任教員が確実な報告をしていくことが1番であると思います。</p> <p>2点目としては社会福祉士の先生方も来年度から1名増員いたしまして対象家庭につきまして少しずつでも関わっていただけたらと思います。未然防止が非常に大切ですので、最初の欠席3日間を重要視し、教職員と家庭との連携、担任と家庭との連携を大事に取り組んでいけるよう、先生方をお願いをしているところです。</p>
本田委員	<p>社会と繋がりを持たずに大人になった方が増えてきていると思うのですが、子ども達が学校と関連を持つ、または学校に代わるものとの関連を持つということが、最初の社会とのつながりになり、義務教育の間が起点となると思いますから、そこを大切に考えていただけたら、と思います。</p>
近藤委員	<p>4（5）部活動指導員の配置ということなのですが、現場の先生方は顧問をされて、色々と指導される中で大変かと存じますが、次はどんな風にしていくか考えがあれば教えてください。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>部活動指導員につきましては、平成30年度の途中から県の補助金を活用しまして、平成30年度は2名、令和元年度から3名、ということ</p>

	<p>で対応をしております。顧問の先生が競技を未経験であること等、県の補助事業の中で色々と条件がありますが、該当する方がおられましたら、最大限、県の補助が活用できるよう予算についても確保できるようにしてまいりたいと考えております。</p>
田中次長	<p>来年度また1名増えるということで、各学校に呼びかけ、連携をとりながら、部活動については指導していきたいと思っております。</p>
近藤委員	<p>実際、学校の方から、部活動指導員にもっと入ってほしいというご意見は多いのでしょうか。</p>
田中次長	<p>現段階では要望は特にございませぬ。</p>
近藤委員	<p>部活動指導員がいなくても、やっていけると学校はお考えなのでしょうか。</p>
田中次長	<p>井上次長も申しました通り、部活動指導員の配置には規定がありますので、教務主任をしていなければいけない条件等があり、なかなか該当しないので、教職員は苦勞しながら自分で勉強しながら取り組んでいる状況です。</p>
高橋教育長	<p>補完しますが、外部指導者も学校で依頼していますよね。</p>
田中次長	<p>はい。</p>
尾藤委員	<p>1（1）の「持続可能な社会」や（2）でSDGsに触れていますけれども、正にこれはESD、ユネスコの考え方であって、せっかく市内小中学校全てがユネスコスクールになっているのに、その旨や、活動の明記がされていません。全国を探しても市内小中学校全てがユネスコスクール化をしているのは新居浜市ぐらいしかないと考えているので、疑問に思いました。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>おっしゃるとおり、本市小中学校全てがユネスコスクールに該当しています。学校では今までユネスコスクール、ESDの取組をしてきました。具体的に17の目標が示されたSDGsの方が、表現的に全てを網羅し、より分かり易いということがありましたので、このような表記に</p>

尾藤委員	<p>しています。</p> <p>SDGsは2016年から2030年までに達成すべき、ということで採択されたものですが、この1、2年で急に言われ始め、一種の流行りのような形になっております。それよりも、ユネスコスクール化できた、ということが新居浜市の胸を張って主張すべきことだと思うので、何かの機会に明記、併記していただきたいと思います。</p> <p>4教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化というところで、(1)の主体的な授業改善というのは、具体的にはどういったことをされるのでしょうか。</p>
田中次長	<p>ご存知のとおり、ICT機器整備が進み、電子黒板が全ての学級に設置されましたので、電子黒板を利用した、先生達の意欲的な授業改善をしてもらいたい、という内容です。今までは資料を配るのみの授業だった先生達も、視覚で、心でしっかり訴える、というような形で、教師自らが主体的に授業改善をしてもらいたい、ということです。</p>
高橋教育長	<p>他にご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、文化振興課のご説明をお願いいたします。</p>
桑原総括次長兼文化振興課長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
本田委員	<p>今年度からだったかと思うのですが、各学校の1学年の子ども達をあかがねミュージアムへ招いて、絵画の鑑賞等をした活動があったかと思えます。滅多に見られない芸術作品等の鑑賞教室のような、そういった活動で子ども達に還元できるような事業を、今後ともぜひお願いしたいと思えます。</p>
菅参事	<p>今回、児童生徒達の修学旅行の学習がしたいということで、平山先生の作品を特別に拝借できました。そういったことを今後とも続けていければ、と思えますので、ご支援をお願いいたします。</p>
近藤委員	<p>スポーツ振興課にも該当するかもしれませんが、先日新居浜市の他の会に出席していて、「あかがね」とは何ですかと聞かれました。新居浜の</p>

	<p>人には、あかがねと言えは何か分かると思うのですが、他所から移ってきた人にとってはあかがねとは何か分からないと思います。ぜひ文化振興課の取組方針にはたくさん「あかがね」が記載されておりますので、折に触れて、あかがねとは何かというのを、今後広報していただければ、新居浜市の文化はいい方向に行くのではないかと思います。</p>
高橋教育長	<p>他にご質問やご意見等はございませんか。 次に、スポーツ振興課はご説明をお願いいたします。</p>
神野次長兼スポーツ振興課長 大橋委員	<p><資料に基づき説明></p> <p>1 (1) ウの第4回あかがねマラソンということで、参加者の数は回数を重ねるごとに増えてきているのか、減っているのか、参加人数の推移を教えてくださいませんか。</p>
神野次長兼スポーツ振興課長	<p>正確な数字はここには記載していませんが、増えてきています。昨年12月に実施しました第3回については、10月地方祭頃の中旬を期限に、1,800名という定員を設けて募集をしたのですが、10月上旬で定員を超えましたので早めに締め切りました。参加者としても第1回、2回の1,400名程から、第3回は1,800名になりましたので、周知ができて、確実に増えてきております。</p>
尾藤委員	<p>3 (5) についてですが、サウジアラビアとの連携はうまくとれているのでしょうか。</p>
神野次長兼スポーツ振興課長	<p>サウジアラビアの件に関しましては、距離と言語のこともありますが、前任の高橋次長はサウジアラビアまで出向いて直接交渉をし、今ちょうどJICAのサウジアラビアの駐在の方との接点が出来ましたので、その方を通じ、具体的にはウェイトリフティング協会、会長等と直接会話交渉をしております。</p> <p>また、外務省と日本にある大使館に先日も直接訪問して、色んな所から、窓口を通じて、交渉をしています。</p>
高橋教育長	<p>順調に交渉が進んでいるということですね。</p> <p>他にご質問やご意見等はございませんか。</p>

高橋発達支援課長	<p>それでは次に、発達支援課のご説明をお願いいたします。</p> <p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
近藤委員	<p>色んな児童がいて、保護者が働いている場合は、放課後、学校で見えていただいていたりにしているのですが、例えば発達障がいがあるお子さん達の場合は、学校が終わるとお預かりクラブみたいなところに預ける方が多いと思うのですが、働く保護者に対してのフォローや、保護者同士の交流の場みたいな相談できるような場はあるのでしょうか。</p>
高橋発達支援課長	<p>小学校から高等学校まで、放課後に子ども達が過ごす場所として、放課後等児童デイサービス、という児童福祉施設に該当する事業所があります。そちらも市内の多くの子ども達が利用されているようです。そういう意味では、放課後18時頃まで預かってくれますので、働く保護者にとって非常に助かるサービスではないかと思います。そういった施設等とも発達支援課は連携を図っております。保護者からの困りごと、悩みごとの相談については、発達支援課の方で、相談に乗って対応しているところでございます。</p>
近藤委員	<p>障がいのあるお子さんがいらっしゃるご家庭は金銭的負担が大きいという話を聞いたことがあったので、保護者は働かないといけなくて、しかし子どもは誰かに見てもらわないといけないという中で、新居浜市として手厚いものがあると、これから子どもを産む人も、産んだ後、ここに住み続けてもいいかな、と思う市になればいいと思いましたので、これからも連携を図っていただきたいです。</p>
高橋発達支援課長	<p>障がいのあるお子さんの子育て等の相談は、当然発達支援課でお受けしているのですが、生活の困窮等の子育て全般の相談機関は発達支援課以外にも保健センターの中にすまいるステーション、子育て世代包括支援センター等がありまして、相談の内容によっては、そちらの方と連携を取り、問題解決を図るということもしております。</p>
高橋教育長	<p>その他ご質問ご意見はありますか。</p> <p>次に学校給食課から説明をお願いいたします。</p>

安藤学校給食課長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はありませんか。 それでは、最後に図書館からご説明をお願いいたします。</p>
上野図書館長	<p><資料に基づき説明></p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>各課所長、ありがとうございました。</p> <p>なお、お目通しいただき、ご意見等ございましたら2月25日頃までに事務局までご連絡ください。</p> <p>その後、最終案を作成し、3月定例会に議案として上程したいと思えます。</p> <p>その他、何か連絡事項等はありませんか。</p>
加藤事務局長	<p>大橋委員さんは初めてでございますので、ご説明いたします。1か月間の愛媛新聞の教育関係記事をまとめておりますので、またご確認ください。</p>
高橋教育長	<p>それでは、次回の定例会日程を決めさせていただきたいと思えます。</p> <p>来月3月の第一木曜日は5日ですが、市議会日程と重なりますので、9日の月曜日に開催したいと思えますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>3月の定例会は、3月9日、月曜日の15時より開催させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、3月は教職員、事務局職員の人事議案がございますので、通期で開催し、恐らくは10日前後に、教職員人事議案、23日前後に事務局職員人事議案を審議するため、改めてお集まりいただくことになろうかと思えますので、あらかじめお知らせしておきます。</p> <p>ほか、4月の定例教育委員会については、前回お諮りいたしましたとおり2日に開催いたしますが、5月の日程をお諮りしたいと思えます。</p>

それでは、5月は7日の木曜日に開催させていただきます。

それではこれより非公開審議に移りますので、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名